

## 第1号議案 名古屋都市計画区域区分の変更について

内容及び関連する事項		理 由				
(第1号議案) 名古屋都市計画区域区分の変更 ○間米南部地区(豊明市)		豊明市間米南部地区について、土地区画整理事業による計画的な市街地整備が確実な区域等を市街化区域に編入するものである。				
[参 考]						
・ 市街化区域面積表						
市町村名	変更前 市街化 区域面積 (ha)	変更後 市街化 区域面積 (ha)	増減 面積 (ha)	地区数		変更箇所の内訳 地区名 <変更面積>
				編入 (箇所)	除外 (箇所)	
豊明市	約708	約729	約21	1	—	間米南部地区 <20.5ha>
・ 名古屋都市計画用途地域の変更(豊明市決定)						
	種類	容積率	建蔽率			
変更前	—	—	—			
変更後	第一種低層住居専用地域	50%	30%			
	第一種住居地域	200%	60%			
・ 名古屋都市計画準防火地域の変更(豊明市決定)						
・ 名古屋都市計画豊明間米南部土地区画整理事業の決定(豊明市決定):約19.3ha						

## 第2号議案 豊田都市計画区域区分の変更について

内容及び関連する事項	理 由																										
(第2号議案) 豊田都市計画区域区分の変更 ○豊田南インター周辺地区(豊田市)	豊田南インター周辺地区については、企業の立地需要の高い主要インターチェンジ周辺において、民間開発による計画的な市街地整備が確実な区域等を市街化区域に編入するものである。																										
[参 考]																											
・ 市街化区域面積表																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="201 779 379 949">市町村名</th> <th data-bbox="379 779 552 949">変更前 市街化 区域面積 (ha)</th> <th data-bbox="552 779 740 949">変更後 市街化 区域面積 (ha)</th> <th data-bbox="740 779 874 949">増減 面積 (ha)</th> <th colspan="2" data-bbox="874 779 1139 875">地区数</th> <th data-bbox="1139 779 1426 949">変更箇所の内訳</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <th data-bbox="874 875 1007 949">編入 (箇所)</th> <th data-bbox="1007 875 1139 949">除外 (箇所)</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="201 949 379 1061">豊田市</td> <td data-bbox="379 949 552 1061">約5,215</td> <td data-bbox="552 949 740 1061">約5,251</td> <td data-bbox="740 949 874 1061">約36</td> <td data-bbox="874 949 1007 1061">1</td> <td data-bbox="1007 949 1139 1061">—</td> <td data-bbox="1139 949 1426 1061">               地区名                &lt;変更面積&gt;                豊田南インター                周辺地区                &lt;35.6ha&gt;             </td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	変更前 市街化 区域面積 (ha)	変更後 市街化 区域面積 (ha)	増減 面積 (ha)	地区数		変更箇所の内訳					編入 (箇所)	除外 (箇所)		豊田市	約5,215	約5,251	約36	1	—	地区名 <変更面積> 豊田南インター 周辺地区 <35.6ha>						
市町村名	変更前 市街化 区域面積 (ha)	変更後 市街化 区域面積 (ha)	増減 面積 (ha)	地区数		変更箇所の内訳																					
				編入 (箇所)	除外 (箇所)																						
豊田市	約5,215	約5,251	約36	1	—	地区名 <変更面積> 豊田南インター 周辺地区 <35.6ha>																					
・ 豊田都市計画用途地域の変更(豊田市決定)																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="201 1122 352 1218">変更前</th> <th data-bbox="352 1122 596 1218">種類</th> <th data-bbox="596 1122 740 1218">容積率</th> <th data-bbox="740 1122 890 1218">建蔽率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="201 1218 352 1308">変更後</td> <td data-bbox="352 1218 596 1308">工業地域</td> <td data-bbox="596 1218 740 1308">200%</td> <td data-bbox="740 1218 890 1308">60%</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	種類	容積率	建蔽率	変更後	工業地域	200%	60%																			
変更前	種類	容積率	建蔽率																								
変更後	工業地域	200%	60%																								
・ 豊田都市計画豊田南インター周辺地区計画の決定(豊田市決定):約35.6ha																											

### 第3号議案 西三河都市計画区域区分の変更について

内容及び関連する事項		理 由				
(第3号議案) 西三河都市計画区域区分の変更 ○三河安城駅南地区(安城市)		安城市三河安城駅南地区について、土地 区画整理事業による計画的な市街地整備が 確実な区域を市街化区域に編入するもので ある。				
[参 考]						
・ 市街化区域面積表						
市町村名	変更前 市街化 区域面積 (ha)	変更後 市街化 区域面積 (ha)	増減	地区数		変更箇所の内訳 地区名 <変更面積>
			面積 (ha)	編入 (箇所)	除外 (箇所)	
安城市	約2,158	約2,177	約19	1	—	三河安城駅南地区 <19.4ha>
・ 西三河都市計画用途地域の変更(安城市決定)						
	種類	容積率	建蔽率			
変更前	—	—	—			
変更後	第一種低層住居専用地域	50%	30%			
・ 西三河都市計画三河安城駅南土地区画整理事業の決定(安城市決定):約18.0ha						

## 第4号議案 東三河都市計画区域区分の変更について

内容及び関連する事項		理 由				
(第4号議案) 東三河都市計画区域区分の変更 ○金平町地区(蒲郡市)		都市計画道路の変更に伴い、局部的に変更するものである。				
[参 考]						
・ 市街化区域面積表						
市町村名	変更前 市街化 区域面積 (ha)	変更後 市街化 区域面積 (ha)	増減	地区数		変更箇所の 内訳 地区名 <変更面積>
			面積 (ha)	編入 (箇所)	除外 (箇所)	
蒲郡市	約2,054	約2,054	+約0.01 -約0.01	1	1	金平町地区 <0ha>
・ 東三河都市計画道路の変更(愛知県決定) ○3・5・29号深溝西浦線(蒲郡市) 一部区間の廃止 廃止延長 約1,430m						
	変更前	変更後				
名称	深溝西浦線	形原西浦線				
延長	約6,650m	約5,220m				
・ 東三河都市計画用途地域の変更(蒲郡市決定)						
	種類	容積率	建蔽率			
変更前	—	—	—			
変更後	第一種住居地域	200%	60%			
	種類	容積率	建蔽率			
変更前	第一種住居地域	200%	60%			
変更後	—	—	—			
	種類	容積率	建蔽率			
変更前	準工業地域	200%	60%			
変更後	—	—	—			

第5号議案 名古屋都市計画道路の変更について

内容及び関連する事項	理 由						
<p>(第5号議案) 名古屋都市計画道路の変更</p> <p>◎路線の廃止(県決定) 全1路線</p> <p>○3・4・337号天王線(蟹江町)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 路線の廃止</li> </ul> <p>廃止延長 約1,430m</p> <p>◎構造の変更(県決定) 全1路線</p> <p>○3・4・283号七宝蟹江線(蟹江町)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幹線街路との交差箇所数の変更</li> </ul> <p>1箇所減</p> <table border="1" data-bbox="204 1057 831 1160"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交差箇所数</td> <td>12箇所</td> <td>11箇所</td> </tr> </tbody> </table>		変更前	変更後	交差箇所数	12箇所	11箇所	<p>都市計画決定当時から社会経済情勢が変化したこと等を踏まえ、その必要性等を検証した結果、3・4・337号天王線を全線廃止する。</p> <p>上述の変更に伴い、3・4・283号七宝蟹江線の構造を変更するものである。</p>
	変更前	変更後					
交差箇所数	12箇所	11箇所					

第6号議案 尾張都市計画道路の変更について

内容及び関連する事項		理 由																																					
<p>(第6号議案) 尾張都市計画道路の変更</p> <p>◎全線及び一部区間の廃止(県決定) 全9路線</p> <p>○3・4・10号一宮犬山線(一宮市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部区間の廃止</li> </ul> <p>廃止延長 約910m</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">名称</td> <td>3・4・10</td> <td>3・4・10</td> <td>3・4・110</td> </tr> <tr> <td>一宮犬山線</td> <td>一宮 犬山線</td> <td>北園通 瀬部線</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>約19,010m</td> <td>約13,430m</td> <td>約4,670m</td> </tr> </tbody> </table> <p>○3・5・11号一宮各務原線(一宮市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部区間の廃止</li> </ul> <p>廃止延長 約4,050m</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延長</td> <td>約6,290m</td> <td>約2,240m</td> </tr> </tbody> </table> <p>○3・4・13号一宮蟹江線(一宮市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部区間の廃止</li> </ul> <p>廃止延長 約1,560m</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">名称</td> <td>3・4・13</td> <td>3・4・13</td> <td>3・4・328</td> </tr> <tr> <td>一宮蟹江線</td> <td>一宮 蟹江線</td> <td>昭和 宮地線 (一宮市 決定)</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>約9,220m</td> <td>約6,810m</td> <td>約850m</td> </tr> </tbody> </table>			変更前	変更後		名称	3・4・10	3・4・10	3・4・110	一宮犬山線	一宮 犬山線	北園通 瀬部線	延長	約19,010m	約13,430m	約4,670m		変更前	変更後	延長	約6,290m	約2,240m		変更前	変更後		名称	3・4・13	3・4・13	3・4・328	一宮蟹江線	一宮 蟹江線	昭和 宮地線 (一宮市 決定)	延長	約9,220m	約6,810m	約850m	<p>都市計画決定当時から社会経済情勢が変化したこと等を踏まえ、その必要性等を検証した結果、3・5・81号下沼四貫線を全線廃止及び3・4・10号一宮犬山線ほか7路線の一部区間を廃止する。</p> <p>上述の変更及び3・5・301号今伊勢北方線ほか5路線の廃止等(一宮市決定)に伴い、3・3・2号北尾張中央道ほか15路線の名称、位置、区域及び構造を変更するものである。</p>	
	変更前	変更後																																					
名称	3・4・10	3・4・10	3・4・110																																				
	一宮犬山線	一宮 犬山線	北園通 瀬部線																																				
延長	約19,010m	約13,430m	約4,670m																																				
	変更前	変更後																																					
延長	約6,290m	約2,240m																																					
	変更前	変更後																																					
名称	3・4・13	3・4・13	3・4・328																																				
	一宮蟹江線	一宮 蟹江線	昭和 宮地線 (一宮市 決定)																																				
延長	約9,220m	約6,810m	約850m																																				

○3・5・32号光明寺二ツ屋線(一宮市)

- ・ 一部区間の廃止

廃止延長 約970m

	変更前	変更後	
名称	3・5・32 光明寺 二ツ屋線	3・5・32 玉ノ井 光明寺線	3・5・111 玉ノ井 奥線
延長	約8,770m	約6,870m	約930m

○3・4・33号五城森上線(一宮市)

- ・ 一部区間の廃止

廃止延長 約1,020m

	変更前	変更後
延長	約6,550m	約5,530m

○3・5・48号尾西稻沢線(一宮市)

- ・ 一部区間の廃止

廃止延長 約1,150m

	変更前	変更後
延長	約5,300m	約4,150m

○3・4・49号尾西津島線(一宮市)

- ・ 一部区間の廃止

廃止延長 約1,000m

	変更前	変更後
延長	約10,190m	約9,190m

○3・5・81号下沼四貫線(稲沢市)

- ・ 路線の廃止

廃止延長 約1,920m

○3・4・87号祖父江稲沢線(稲沢市)

- ・ 一部区間の廃止

廃止延長 約730m

	変更前	変更後
延長	約6,960m	約6,230m

◎名称、位置、区域及び構造の変更（県決定）

全16路線

○3・3・2号北尾張中央道（一宮市）

- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更

1箇所減

	変更前	変更後
交差箇所数	33箇所	32箇所

○3・1・4号国道22号線（一宮市）

- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更

1箇所減

	変更前	変更後
交差箇所数	18箇所	17箇所

○3・4・10号一宮犬山線（江南市）

- ・ 位置(起終点)の変更
- ・ 区域の変更

○3・4・11号一宮各務原線（一宮市）

- ・ 名称変更
- ・ 位置(起終点)の変更
- ・ 代表幅員の変更

	変更前	変更後
名称	3・5・11	3・4・11
幅員	12m	19m

○3・4・19号今伊勢三ツ井線（一宮市）

- ・ 区域の変更
- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更

2箇所減

	変更前	変更後
交差箇所数	13箇所	11箇所

○3・4・20号岩倉街道線（一宮市）

- ・ 位置(起終点)の変更



○3・5・21号奥末広線(一宮市)

- ・ 位置(起終点)の変更
- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更  
1箇所減

	変更前	変更後
交差箇所数	12箇所 (11箇所)	10箇所

○3・5・26号木曾川古知野線(一宮市)

- ・ 区域の変更
- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更  
1箇所減

	変更前	変更後
交差箇所数	12箇所	11箇所

○3・5・32号玉ノ井光明寺線(一宮市)

- ・ 名称変更
- ・ 位置(起終点)の変更

	変更前	変更後
名称	光明寺 二ツ屋線	玉ノ井 光明寺線

○3・4・45号濃尾大橋線(一宮市)

- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更  
1箇所減

	変更前	変更後
交差箇所数	25箇所	24箇所

○3・5・48号尾西稲沢線(一宮市)

- ・ 位置(起終点)の変更
- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更  
1箇所減

	変更前	変更後
交差箇所数	6箇所 (5箇所)	4箇所

○3・4・49号尾西津島線(一宮市)

- ・ 位置(起終点)の変更
- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更  
1箇所減

	変更前	変更後
交差箇所数	9箇所 (8箇所)	7箇所

○3・4・51号馬飼稲沢線(稲沢市)

- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更  
1箇所減

	変更前	変更後
交差箇所数	5箇所	4箇所

○3・4・88号祖父江山崎線(稲沢市)

- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更  
1箇所減

	変更前	変更後
交差箇所数	3箇所	2箇所

○3・4・110号北園通瀬部線(一宮市)

- ・ 名称変更
- ・ 位置(起終点)の変更

	変更前	変更後
名称	3・4・10	3・4・110
	一宮 犬山線	北園通 瀬部線

○3・5・111号玉ノ井奥線(一宮市)

- ・ 名称変更
- ・ 位置(起終点)の変更
- ・ 代表幅員の変更

	変更前	変更後
名称	3・5・32	3・5・111
	光明寺 二ツ屋線	玉ノ井奥線
幅員	12m	15m

**【参考】**

・尾張都市計画道路の変更(市決定)

○3・4・20号岩倉街道線(一宮市)

- ・ 一部区間の廃止

廃止延長 約1,250m

○3・5・21号奥末広線(一宮市)

- ・ 一部区間の廃止

廃止延長 約550m

○3・5・301号今伊勢北方線(一宮市)

- ・ 一部区間の廃止

廃止延長 約750m

○3・5・304号木曾川玉野線(一宮市)

- ・ 一部区間の廃止

廃止延長 約4,660m

○3・5・315号小信高野島線(一宮市)

- ・ 路線の廃止

廃止延長 約2,280m

○3・5・316号小原線(一宮市)

- ・ 路線の廃止

廃止延長 約590m

第7号議案 知多都市計画道路の変更について

内容及び関連する事項	理 由						
<p>(第7号議案) 知多都市計画道路の変更</p> <p>◎構造の変更(県決定)</p> <p style="text-align: right;">全1路線</p> <p>○3・2・24号高針東海線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幹線街路との交差箇所数の変更 1箇所減</li> </ul> <table border="1" data-bbox="201 719 831 819"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交差箇所数</td> <td>4箇所</td> <td>3箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】</p> <p>◎一部区間の廃止(市決定)</p> <p>○3・4・303号名和浅山線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部区間の廃止 廃止延長 約630m</li> </ul>		変更前	変更後	交差箇所数	4箇所	3箇所	<p>都市計画決定当時から社会経済情勢が変化したこと等を踏まえ、その必要性等を検証した結果、3・4・303号名和浅山線の一部区間を廃止する(東海市決定)。</p> <p>上述の変更に伴い、3・2・24号高針東海線の構造を変更するものである。</p>
	変更前	変更後					
交差箇所数	4箇所	3箇所					

第8号議案 西三河都市計画道路の変更について

内容及び関連する事項		理 由																														
<p>(第8号議案) 西三河都市計画道路の変更</p> <p>◎一部区間の廃止(県決定) 全2路線</p> <p>○3・5・60号深溝西浦線(幸田町)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部区間の廃止 廃止延長 約540m</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>深溝西浦線</td> <td>深溝線</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>約940m</td> <td>約400m</td> </tr> </tbody> </table> <p>○3・5・85号富好新田宮崎鳥羽線(西尾市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部区間の廃止 廃止延長 約1,940m</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>富好新田 宮崎鳥羽線</td> <td>富好新田 宮崎線</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>約4,640m</td> <td>約2,700m</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎名称、位置、区域及び構造の変更(県決定) 全5路線</p> <p>○3・4・37号国道247号線(西尾市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幹線街路との交差箇所数の変更 1箇所減</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交差箇所数</td> <td>18箇所</td> <td>17箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>○3・4・58号日名橋線(岡崎市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幹線街路との交差箇所数の変更 1箇所減</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交差箇所数</td> <td>10箇所</td> <td>9箇所</td> </tr> </tbody> </table>			変更前	変更後	名称	深溝西浦線	深溝線	延長	約940m	約400m		変更前	変更後	名称	富好新田 宮崎鳥羽線	富好新田 宮崎線	延長	約4,640m	約2,700m		変更前	変更後	交差箇所数	18箇所	17箇所		変更前	変更後	交差箇所数	10箇所	9箇所	<p>都市計画決定当時から社会経済情勢が変化したこと等を踏まえ、その必要性等を検証した結果、3・5・60号深溝西浦線及び3・5・85号富好新田宮崎鳥羽線の一部区間を廃止する。</p> <p>上述の変更、3・4・209号伝馬新線の一部区間の廃止(岡崎市決定)及び3・4・353号吉田駅前線の一部区間の廃止(西尾市決定)に伴い、3・4・37号国道247号線ほか4路線の名称、位置、区域及び構造を変更するものである。</p>
	変更前	変更後																														
名称	深溝西浦線	深溝線																														
延長	約940m	約400m																														
	変更前	変更後																														
名称	富好新田 宮崎鳥羽線	富好新田 宮崎線																														
延長	約4,640m	約2,700m																														
	変更前	変更後																														
交差箇所数	18箇所	17箇所																														
	変更前	変更後																														
交差箇所数	10箇所	9箇所																														

○3・5・60号深溝線(幸田町)

- ・ 名称変更
- ・ 位置(起終点)の変更

	変更前	変更後
名称	深溝西浦線	深溝線

○3・5・85号富好新田宮崎線(西尾市)

- ・ 名称変更
- ・ 位置(起終点)の変更

	変更前	変更後
名称	富好新田 宮崎鳥羽線	富好新田 宮崎線

○3・6・99号吉田中央線(西尾市)

- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更  
1箇所減

	変更前	変更後
交差箇所数	4箇所	3箇所

**【参考】**

◎一部区間の廃止(市決定)

○3・4・209号伝馬新線(岡崎市)

- ・ 一部区間の廃止  
廃止延長 約1,170m

○3・4・353号吉田駅前線(西尾市)

- ・ 一部区間の廃止  
廃止延長 約130m

第9号議案 東三河都市計画道路の変更について

内容及び関連する事項		理 由																																		
<p>(第9号議案) 東三河都市計画道路の変更</p> <p>◎一部区間の廃止(県決定) 全3路線</p> <p>○3・5・20号清田線(蒲郡市) ・ 一部区間の廃止 廃止延長 約1,560m</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>清田線</td> <td>水竹元町線</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>約3,270m</td> <td>約1,710m</td> </tr> </tbody> </table> <p>○3・5・29号深溝西浦線(蒲郡市) ・ 一部区間の廃止 廃止延長 約1,430m</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>深溝西浦線</td> <td>形原西浦線</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>約 6,650m</td> <td>約5,220m</td> </tr> </tbody> </table> <p>○3・5・48号海岸線(蒲郡市) ・ 一部区間の廃止 廃止延長 約300m</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">名称</td> <td>3・5・48</td> <td>3・5・48</td> <td>3・5・81</td> </tr> <tr> <td>海岸線</td> <td>海岸線</td> <td>竹谷丸山線</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>約7,360m</td> <td>約4,100m</td> <td>約3,180m</td> </tr> </tbody> </table>			変更前	変更後	名称	清田線	水竹元町線	延長	約3,270m	約1,710m		変更前	変更後	名称	深溝西浦線	形原西浦線	延長	約 6,650m	約5,220m		変更前	変更後		名称	3・5・48	3・5・48	3・5・81	海岸線	海岸線	竹谷丸山線	延長	約7,360m	約4,100m	約3,180m	<p>計画決定当時から社会経済情勢が変化したこと等を踏まえ、その必要性等を検証した結果、3・5・20号清田線ほか2路線の一部区間を廃止する。</p> <p>上述の変更及び3・5・50号蒲郡環状線ほか2路線の廃止等(蒲郡市決定)に伴い、3・5・20号水竹元町線ほか6路線の名称、位置、区域及び構造を変更するものである。</p>	
	変更前	変更後																																		
名称	清田線	水竹元町線																																		
延長	約3,270m	約1,710m																																		
	変更前	変更後																																		
名称	深溝西浦線	形原西浦線																																		
延長	約 6,650m	約5,220m																																		
	変更前	変更後																																		
名称	3・5・48	3・5・48	3・5・81																																	
	海岸線	海岸線	竹谷丸山線																																	
延長	約7,360m	約4,100m	約3,180m																																	

◎名称、位置、区域及び構造の変更(県決定)

全7路線

○3・5・20号水竹元町線(蒲郡市)

- ・ 名称変更
- ・ 位置(起終点)の変更

	変更前	変更後
名称	清田線	水竹元町線

○3・3・21号竹谷柏原線(蒲郡市)

- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更  
1箇所減

	変更前	変更後
交差箇所数	9箇所	8箇所

○3・5・29号形原西浦線(蒲郡市)

- ・ 名称変更
- ・ 位置(起終点)の変更

	変更前	変更後
名称	深溝西浦線	形原西浦線

○3・3・33号名豊線(蒲郡市)

- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更  
1箇所減

	変更前	変更後
交差箇所数	25箇所	24箇所

○3・5・48号海岸線(蒲郡市)

- ・ 位置(起終点)の変更

○3・5・50号蒲郡環状線(蒲郡市)

- ・ 位置(起終点)の変更
- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更  
1箇所減

	変更前	変更後
交差箇所数	14箇所 (10箇所)	9箇所



○3・5・81号竹谷丸山線(蒲郡市)

- ・ 名称変更
- ・ 位置(起終点)の変更

	変更前	変更後
名称	3・5・48	3・5・81
	海岸線	竹谷丸山線

**【参考】**

・東三河都市計画道路の変更(市決定)

◎全線及び一部区間の廃止

○3・5・50号蒲郡環状線(蒲郡市)

- ・ 一部区域の廃止  
廃止延長 約580m

○3・5・512号神ノ郷線(蒲郡市)

- ・ 路線の廃止  
廃止延長 約780m

○3・5・515号舟川原南蔵伝線(蒲郡市)

- ・ 路線の廃止  
廃止延長 約780m

・東三河都市計画区域区分の変更

○金平町地区(蒲郡市)

◎区域の変更(県決定)

○3・3・28号姫街道線(豊川市)

- ・ 一部区域の変更

	変更前	変更後
交差点部幅員	22.0m	25.6m
立体交差点部幅員	27.0m	43.8m
立体交差点部幅員 (鉄道交差区間)	18.0m	22.6m

○3・4・71号古宿樽井線(豊川市)

- ・ 位置(起終点)の変更

3・3・28号 姫街道線において、鉄道立体交差点及び沿道の安全で円滑な交通を確保するため、一部区間の区域を変更するものである。また、この姫街道線の区域変更に伴い、3・4・71号古宿樽井線の終点位置を変更するものである。

第 10 号議案 半田市における特殊建築物の敷地の位置について

内容及び関連する事項	理 由																				
<p>(第 10 号議案)</p> <p>1 申 請 者            住 所 名古屋市港区潮見町5番            氏 名 株式会社 サン・ビック            代表取締役 柳 由美</p> <p>2 名 称            株式会社サン・ビック半田事業所</p> <p>3 位 置            半田市日東町1番7、2番8</p> <p>4 敷地面積            33,057.38 m<sup>2</sup></p> <p>5 参 考</p> <p>(1) 処理施設            (既設)</p> <table data-bbox="263 1193 837 1321"> <tr> <td>汚泥の脱水</td> <td>654 m<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>廃油の油水分離</td> <td>300 m<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>廃アルカリの中和</td> <td>1,211 m<sup>3</sup>/日</td> </tr> </table> <p>(新設)</p> <table data-bbox="263 1411 837 1709"> <tr> <td>汚泥の焼却</td> <td>85.9 m<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>廃油の焼却</td> <td>92.0 m<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック類の焼却</td> <td>50.0t/日</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物の焼却(混焼)</td> <td>142.1t/日</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック類の破碎</td> <td>60.8t/日</td> </tr> <tr> <td>木くずの破碎</td> <td>115.2t/日</td> </tr> <tr> <td>がれき類の破碎</td> <td>102.4t/日</td> </tr> </table>	汚泥の脱水	654 m <sup>3</sup> /日	廃油の油水分離	300 m <sup>3</sup> /日	廃アルカリの中和	1,211 m <sup>3</sup> /日	汚泥の焼却	85.9 m <sup>3</sup> /日	廃油の焼却	92.0 m <sup>3</sup> /日	廃プラスチック類の焼却	50.0t/日	産業廃棄物の焼却(混焼)	142.1t/日	廃プラスチック類の破碎	60.8t/日	木くずの破碎	115.2t/日	がれき類の破碎	102.4t/日	<p>申請者は、平成15年に産業廃棄物処理施設の処理能力(汚泥の脱水654 m<sup>3</sup>/日、廃油の油水分離300 m<sup>3</sup>/日及び廃酸、廃アルカリの中和1,211 m<sup>3</sup>/日)に係る建築基準法第51条ただし書の規定による許可を受け、当該申請地において中間処理を行っている。</p> <p>このたび、産業廃棄物の再資源化のニーズに対応するため、新規に産業廃棄物を処理する施設の設置を計画したところ、工業専用地域における焼却施設の処理能力及び破碎施設の処理能力が基準を超えるため、建築基準法第51条ただし書の規定による許可が必要となったものである。</p> <p>なお、公害対策には万全を期するとともに敷地内の緑化に努め、環境には十分配慮する計画である。</p>
汚泥の脱水	654 m <sup>3</sup> /日																				
廃油の油水分離	300 m <sup>3</sup> /日																				
廃アルカリの中和	1,211 m <sup>3</sup> /日																				
汚泥の焼却	85.9 m <sup>3</sup> /日																				
廃油の焼却	92.0 m <sup>3</sup> /日																				
廃プラスチック類の焼却	50.0t/日																				
産業廃棄物の焼却(混焼)	142.1t/日																				
廃プラスチック類の破碎	60.8t/日																				
木くずの破碎	115.2t/日																				
がれき類の破碎	102.4t/日																				

## (2) 建築物

建 物	構 造 階 数	建築面積	延べ面積	
既 設	事務所棟	鉄骨造 2階建	693.26 m <sup>2</sup>	721.43 m <sup>2</sup>
	原料置場1	鉄骨造 2階建	6,640.52 m <sup>2</sup>	6,869.28 m <sup>2</sup>
	消臭機ファン 消音室	鉄骨造 平家建	14.00 m <sup>2</sup>	14.00 m <sup>2</sup>
	給油所	鉄骨造 平家建	21.00 m <sup>2</sup>	21.00 m <sup>2</sup>
	原料置場2	鉄骨造 平家建	1,241.76 m <sup>2</sup>	1,241.76 m <sup>2</sup>
	水処理建屋	鉄骨造 2階建	510.66 m <sup>2</sup>	678.77 m <sup>2</sup>
	ピット上屋棟	鉄骨造 平家建	375.15 m <sup>2</sup>	379.92 m <sup>2</sup>
新 設	焼却炉棟	鉄骨造 2階建	2,603.45 m <sup>2</sup>	3,140.95 m <sup>2</sup>
	タービン棟	鉄骨造 3階建	278.00 m <sup>2</sup>	775.50 m <sup>2</sup>
	ばいじん 保管施設	鉄骨造 平家建	367.50 m <sup>2</sup>	367.50 m <sup>2</sup>
	危険物 屋内貯蔵所	鉄骨造 平家建	137.83 m <sup>2</sup>	137.83 m <sup>2</sup>
	非危険物 屋内貯蔵所	鉄骨造 平家建	52.29 m <sup>2</sup>	52.29 m <sup>2</sup>
合 計		12,935.42 m <sup>2</sup>	14,400.23 m <sup>2</sup>	